

新型コロナウイルス対応

無担保・無保証
3年間金利負担が実質ゼロ

マル経融資

小規模事業者経営改善資金制度
マルケイ融資は富士商工会議所の推薦により、
㈱日本政策金融公庫から事業資金の融資が受けられる制度です。

貸付限度額

別枠

1,000 万円
(通常マル経最大2,000万とは別)

返済期間

設備資金…10年以内 据置 最大4年
運転資金… 7年以内 据置 最大3年

金利イメージ

(固定・元金均等 令和2年3月現在)

運転資金・設備資金

マル経基準金利

1.21%

コロナ対策マル経
当初3年間
利率を0.9%低減

0.31%

富士市の利子補給
適用で実質金利

0%

貸付利率の0.31%分を最初の3年間利子補給
※3年を経過した時点で基準金利 1.21%となります

※利息変動に伴い、補給率が変動する場合があります。

※利子補給は、利息支払い後に1年分を計算し、毎年現金補給されます

マル経融資（新型コロナウイルス対策）制度をご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所のうち
最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して
5%以上 減少した方

- 従業員数 商業・サービス業…5人以下の個人・法人
製造業・その他…20人以下の個人・法人
- 最近1年以上富士市内で同一事業を継続している事業所
- ㈱日本政策金融公庫が融資の対象としている業種
※ご相談ください
- 所得税・法人税・住民税・事業税を完納（完納見込み）している。
※一部要件により、ご利用いただけない場合があります。

【ご相談の際にご用意いただくもの】

- 確定申告書（2期分）・決算書（2期分）
- 直近1ヶ月の売上が分かる書類（試算表・帳簿等）
- 試算表（直近の決算から6ヶ月以上経過している場合）
- 見積もり書（設備資金の場合）

【ご相談後お申込みの際にご用意いただくもの】

- 申込書（会議所にあります）
- 補助票（会議所にあります）
- 商業登記簿謄本（法人のみ）
- 不動産登記簿謄本
(不動産のある方・※継続借入の場合は、必要がない場合があります。)
- 税金（所得税・事業税・市県民税）の領収書又は納税証明書

※ご利用の詳細につきましては下記までご相談ください。

富士商工会議所 中小企業相談所 Tel (0545)52-0995 / Fax (0545)52-9796
融資のご希望がある場合は、この「相談カード」を下記までご送付ください。当所職員がご相談を承ります。

秘

融資相談カード

事業所名		代表者氏名	
住所		電話番号	
業種又は取扱品目			
借入金希望額	万円	資金使途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金

【資金使途をお書きください。】

例①3月の来店が約10%減少。従業員給与3ヶ月分を中心に運転資金調達を希望